



一時預かり利用者負担軽減事業のご案内



所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、認可施設における一時預かり事業(保育所等に通っていない児童の一時預かり)の利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。

1 対象世帯及び補助上限額

対象世帯	補助上限額 (利用1回あたり)
① 生活保護世帯	3,000円
② 住民税非課税世帯	2,400円
③ 市民税所得割合算額77,200円未満の ひとり親世帯／多子世帯／多胎児世帯／ダブルケア世帯	2,100円
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円

※用語の説明

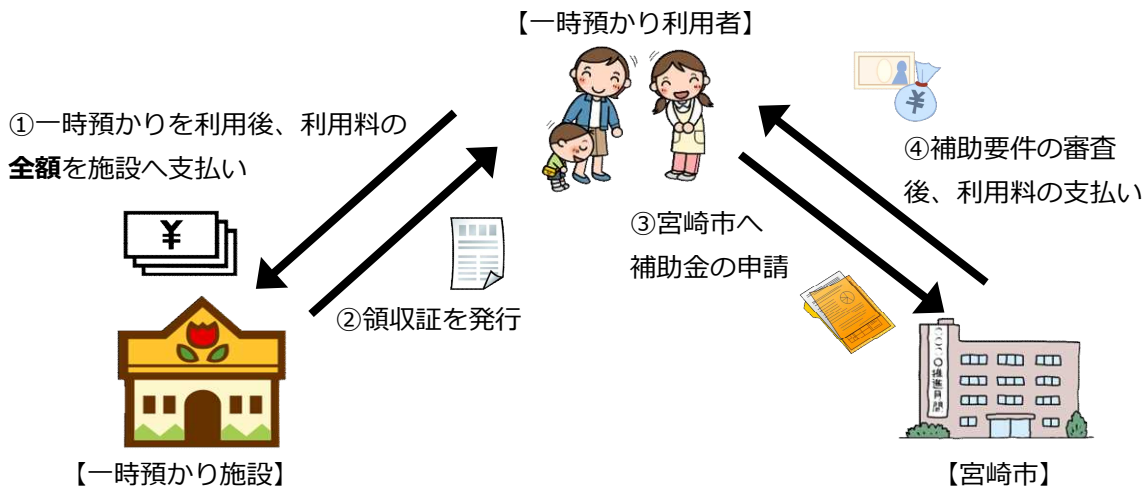
- ・ひとり親世帯…児童扶養手当受給世帯及び世帯の状況がそれと同程度にある世帯
- ・多子世帯…18歳未満の子を3人以上扶養し、かつ世帯の所得が児童扶養手当受給世帯と同程度にある世帯
- ・多胎児世帯…未就学の多胎児を扶養している世帯
- ・ダブルケア世帯…育児と親等の介護を同時に行っている世帯

2 補助金の申請及び請求方法

申請方法は以下の2通りです。どちらの方法を選択するか、利用施設へお伝えください。

償還払い

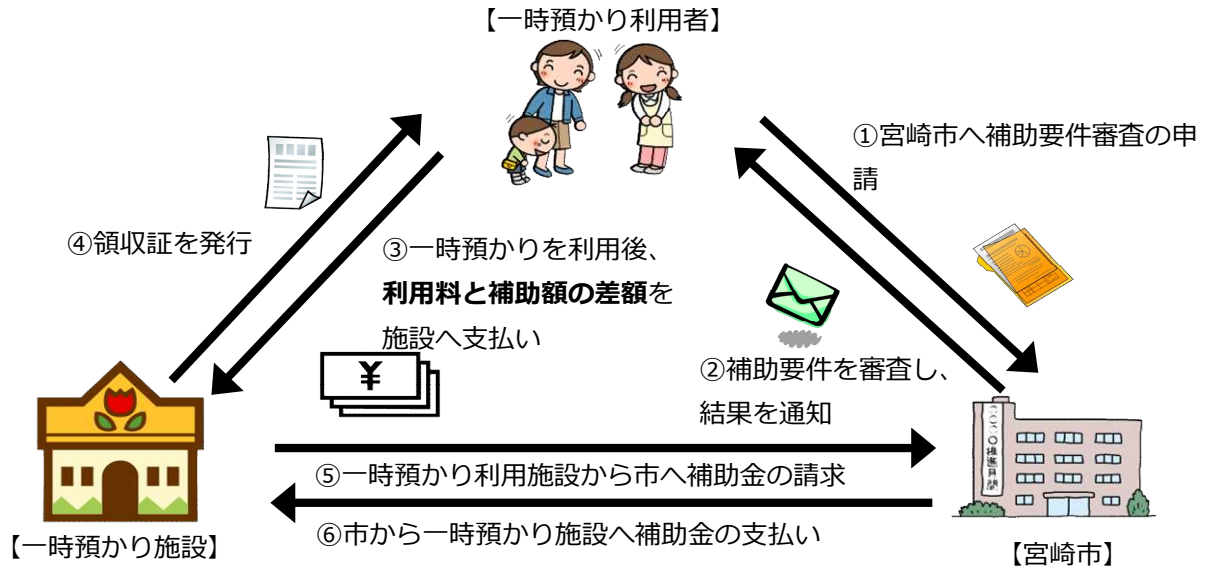
利用児童の保護者が一時預かりの利用料を施設へ全額支払った後、市へ補助を申請し、補助上限額までの支払いを受ける方法です。



代理受領 (跡江保育所、青島保育所、小戸保育所、福島保育所、東高岡保育所を除く。)

対象児童が利用した一時預かり実施施設が、対象児童の保護者に代わって補助金を請求・受領する方法です。

対象児童の保護者は、補助要件の審査のため、**一時預かり利用前に**宮崎市へ補助要件の確認申請を行うことが必要です。市で審査し、補助対象として適当であることの通知があった後に利用した一時預かりの利用料のみ、軽減の対象となります。この場合、一時預かり利用時に1回あたりの利用料と世帯の状況に応じた補助上限額との差額を施設へ支払うことになります。



3 申請及び請求に必要な書類について

申請及び請求の方法により、必要書類が異なります。

償還払い

- ①宮崎市一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書兼暴力団排除に係る誓約書兼同意書
- ②利用料金支払い時に施設が発行した領収証(写)
- ③下記、「共通」に記載のある、各世帯の状況に応じた書類

代理受領

【一時預かり利用前に市へ提出するもの】

- ①宮崎市一時預かり利用者負担軽減事業補助要件確認申請書
- ②下記、「共通」に記載のある、各世帯の状況に応じた書類

【一時預かり利用時に利用施設へ提出するもの】

- ①宮崎市一時預かり利用者負担軽減事業助成額通知書(利用施設へ提示してください。)
- ②宮崎市一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書兼委任状

共通

① 生活保護世帯	生活保護受給者証(※世帯全員分)
② 住民税非課税世帯	ありません
③ 市民税所得割合算額77,200円未満の ひとり親世帯／多子世帯／多胎児世帯／ダブルケア世帯	申立書等
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	申立書等